

作成年月日	平成 2 8 年 9 月 8 日
変更年月日	平成 2 9 年 3 月 2 4 日

# つがる市再生可能エネルギー基本計画

平成 2 9 年 3 月

青森県つがる市

## 目 次

- 1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の  
促進による農山漁村の活性化に関する方針 . . . . . 1
- 2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域 . . . . . 2
- 3 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び  
規模 . . . . . 4
- 4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な  
発展に資する取り組みに関する事項 . . . . . 4
- 5 自然環境の保全と調査その他の農山漁村における再生可能エネルギー電  
気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項 . . . . . 4
- 6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に  
よる農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価 . . . 4
  - (1) 目標
  - (2) 目標の達成状況についての評価
- 7 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再  
生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復 . . . . . 5
- 8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の  
発電の促進に関する事項 . . . . . 5
  - (1) ホームページによる周知
  - (2) 設備整備計画の認定
  - (3) 設備整備計画の認定の取り消し
  - (4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定
  - (5) 区域外の関係者との連携

## 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

つがる市は、青森県の西北部、津軽平野の中央部から西に位置している。東は岩木川を境に五所川原市、中泊町に接し、西は日本海に面している。海岸沿いは「屏風山」と呼ばれる丘陵地帯が続き、平野部は、岩木川により育まれた広大な津軽平野が拓け、一大穀倉地帯が形成されている。

気候は、日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候であり、夏季は比較的冷涼で病害虫の発生が抑えられることから、稲作や夏秋野菜の作付けに適している地域となっている。冬季は、強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、日本海特有の強い西風の影響がある。

本市の面積は、253.85k m<sup>2</sup>で、これは県域の約 2.6%を占めており、土地利用の構成は、田 44.1%、畑 11.3%、宅地 4.4%、山林 10.9%、その他 29.3%となっている。

つがる市総合計画(平成 28 年 3 月制定)には、地球環境にやさしい自然エネルギーの活用の推進について記載されており、その中で、風力やバイオマス、地熱等の本市の自然を活かした環境負荷の少ないクリーンエネルギーの活用の推進がうたわれている。中でも本市西部の日本海沿岸地域では、年間平均風速が 7.0m/s を超える日本有数の好風況地が存在するとされている。

一方、本市総合計画中には、農林水産業の振興について記載されており、生産基盤の整備・充実、経営基盤の強化、販路の拡大、ブランド化戦略の推進の 4 つを具体的な取組とし、農産物の高付加価値化と生産コストの低減、均一な農産物の生産に向けた基盤整備、地産地消の推進や販路拡大、意欲ある担い手の育成が記載されている。本市の第一次産業に従事する割合は 33%であり、中でも、総耕地面積 13,417ha のうち水田が 11,579ha を占めることから、長引く米価の低迷等の影響は非常に大きい。そのため、対策として、農業の大規模化、汎用化に対応するための計画的な基盤整備が必要な状況となっている。

以上のことから、本市の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針として、本市特有の風という未利用地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用し、本市としての経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結びつけるとともに、これを継続させ、地域の農山漁村の活性化、自立的発展を図っていくこととする。また、地域が主体性を持った取り組みを持続できるよう再生可能エネルギーとの共存を図っていくことを基本方針とする。

## 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在		面積(m <sup>2</sup> )	備考
a	青森県つがる市木造地区内		7,846	
a	a-1	同市 木造吹原 屏風山 1-328	649	1号機
a	a-2	同市 木造吹原 畠元 86-2	414	2号機
a	a-3	同市 木造吹原 畠元 86-3	281	2号機
a	a-4	同市 木造吹原 若草 61-2	612	3号機
a	a-5	同市 木造吹原 屏風山 1-329	678	4号機
a	a-6	同市 木造出来島 雉子森鬼沼 189-2	640	5号機
a	a-7	同市 木造出来島 雉子森鬼沼 190-2	17	5号機
a	a-8	同市 木造出来島 雉子森鬼沼 170-2	865	6号機
a	a-9	同市 木造出来島 雉子森鬼沼 135-2	828	7号機
a	a-10	同市 木造出来島 雉子森鬼沼 122-2	664	8号機
a	a-11	同市 木造出来島 雉子森平 305-2	685	9号機
a	a-12	同市 木造出来島 雉子森鬼沼 51-2	595	10号機
a	a-13	同市 木造出来島 雉子森平 296-6	132	11号機
a	a-14	同市 木造出来島 雉子森平 292-2	63	11号機
a	a-15	同市 木造出来島 雉子森平 296-4	465	11号機
a	a-16	同市 木造出来島 雉子森平 296-5	258	11号機
b	b	同市 木造菰樋三好野 235-13	1,412.19	変電所
c	青森県つがる市木造地区内		13,395	
c	c-1	同市 木造出来島雉子森大沼 326	58	A17号機
c	c-2	同市 木造出来島雉子森大沼 327	302	
c	c-3	同市 木造出来島雉子森大沼 328	364	
	c-4	同市 木造館岡上沢辺 141-12	1,026	A25号機
c	c-5	同市 木造館岡上沢辺 178	677	A26号機
	c-6	同市 木造館岡上沢辺 142-24	786	A31号機
c	c-7	同市 木造館岡上沢辺 153	651	A32号機
c	c-8	同市 木造館岡上沢辺 154	98	
c	c-9	同市 木造館岡上沢辺 142-48	675	A33号機
c	c-10	同市 木造出来島雉子森平 188-1	669	A37号機
			347	変電所
c	c-11	同市 木造出来島雉子森平 189-1	857	変電所
c	c-12	同市 木造出来島雉子森大沼 190	650	A46号機
c	c-13	同市 木造出来島雉子森大沼 288	762	A48号機

c	c-14	同市 木造出来島雉子森平 113-2	657	A49号機
c	c-15	同市 木造菰樋三好野 125-149	672	A51号機
c	c-16	同市 木造出来島雉子森大沼 228-1	598	A52号機
c	c-17	同市 木造菰樋三好野 125-96	660	A53号機
c	c-18	同市 木造菰樋三好野 125-125	711	A54号機
c	c-19	同市 木造菰樋三好野 125-193	632	A55号機
c	c-20	同市 木造菰樋三好野 125-51	660	B8号機
c	c-21	同市 木造菰樋三好野 124-36	883	C1号機
d	青森県つがる市車力地区内		16,756	
d	d-1	同市 牛瀨町鷲野沢 443	462	A1号機
d	d-2	同市 牛瀨町鷲野沢 444	841	資器材置場
d	d-3	同市 牛瀨町鷲野沢 440	660	A2号機
d	d-4	同市 牛瀨町鷲野沢 436	660	A3号機
d	d-5	同市 牛瀨町鷲野沢 605	660	A4号機
d	d-6	同市 牛瀨町鷲野沢 600	477	A5号機
d	d-7	同市 牛瀨町鷲野沢 601	315	
d	d-8	同市 牛瀨町鷲野沢 596	660	A6号機
d	d-9	同市 牛瀨町鷲野沢 189	660	A7号機
d	d-10	同市 牛瀨町鷲野沢 184-4	663	A8号機
d	d-11	同市 牛瀨町鷲野沢 501	660	A9号機
d	d-12	同市 牛瀨町鷲野沢 536	704	A10号機
d	d-13	同市 牛瀨町鷲野沢 486	660	A11号機
d	d-14	同市 牛瀨町鷲野沢 638	660	A12号機
d	d-15	同市 牛瀨町鷲野沢 630	660	A13号機
d	d-16	同市 牛瀨町鷲野沢 218	660	A14号機
d	d-17	同市 牛瀨町鷲野沢 214	660	A15号機
d	d-18	同市 牛瀨町鷲野沢 209	462	A16号機
			841	資器材置場
d	d-19	同市 牛瀨町鷲野沢 525	711	B1号機
d	d-20	同市 牛瀨町鷲野沢 660	686	B2号機
	d-21	同市 牛瀨町鷲野沢 182	722	B3号機
d	d-22	同市 牛瀨町鷲野沢 254	660	B4号機
d	d-23	同市 牛瀨町鷲野沢 245	870	変電所
d	d-24	同市 牛瀨町鷲野沢 246	660	B5号機
d			422	変電所

### 3. 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
a	風力発電	25,290 kW	
b	変電所		付属設備
c	風力発電	54,400kw	
	変電所		付属設備
d	風力発電	67,200kw	
	変電所		付属設備
	資器材置場		付属設備

### 4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

つがる市において、地域の農林水産業と協調を保てるよう発電事業者の売電収益の中から一定程度の資金協力を基金化し、農林水産業団体の要望を精査し、地域の農林水産業へ寄与する事業等に活用することとする。

また、活用事業については毎年度見直しを行うこととし、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに、幅広い農林水産業の地域振興策を目指すこととする。

### 5. 自然環境の保全と調査その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

地区aで実施される再生可能エネルギーは、総出力が10,000 kW以上を超えることから、環境影響評価法の対象事業(第一種事業)であり、平成26年10月2日に告示された経済産業大臣勧告に基づく、環境影響評価書を作成中である。

また、地区c及び地区dについても、実施される再生可能エネルギーは、総出力が10,000 kW以上を超えることから、環境影響評価法の対象事業(第一種事業)であり、平成25年5月24日に受領した経済産業大臣勧告に基づく、環境影響評価書を作成中である。

その中で、自然環境の保全との調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上との調和等の配慮すべき重要事項については、専門家、有識者等に意見を伺いながら対応している。従って、本項においては、本基本計画の協議会における議事とすることではなく、事業者の環境影響評価書の届出をもって、代替とすることとする。

### 6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

#### (1) 目標

地区aにおける風力発電設備は、総出力25,290 kW(2,300 kW級×11基)であり、すべてが本基本計画に基づいた認定設備整備計画による、風力発電設備となっている。また、すべ

てが本市に設置されるため、現状の計画では、固定資産税による増収は 20 年間で 8 億円程度と見込まれている。また、発電設備の建設については地元企業優先での初期工事が行われることから、地元産業の発展も見込まれる。

地区 c における風力発電設備は、総出力 54,400kW(3,200kW 級×17 基)、地区 d における風力発電設備は、総出力 67,200kW(3,200kW 級×21 基)であり、すべてが本基本計画に基づいた認定設備整備計画による、風力発電設備となっている。また、すべてが本市に設置されるため、現状の計画では、固定資産税による増収は 20 年間で 50 億円程度と見込まれている。また、発電設備の建設については地元企業優先での初期工事が行われることから、地元産業の発展も見込まれる。

## **(2) 目標の達成状況についての評価**

プロジェクトの達成状況については、本協議会の中で、事業者からの認定設備整備計画の進捗及び結果を報告することとする。

さらに、今後の再生可能エネルギーの導入については、国や電力会社の再生可能エネルギーの導入量に関する情報収集に努め、関係機関と意見交換を図ることとする。

## **7. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復**

設備整備事業者は、再生可能エネルギーの発電事業終了後に、使用した発電設備を必ず撤去しなければならない。また、使用した土地については、直ちに原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。

一方、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項を確認する必要があるが、設備整備事業者が土地を購入する場合、これらのことを土地賃貸借契約書内に記載することができないため、本市と設備整備事業者との間でこれらのことを満足する内容の協定書が取り交わされていることを確認することとする。

## **8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項**

### **(1) ホームページによる周知**

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、本市のホームページにより広く周知する。

### **(2) 設備整備計画の認定**

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備事業者は実施状況の報告を行うこと、本市の是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

### **(3) 設備整備計画の認定の取り消し**

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、本市の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととする。

### **(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定**

再生可能エネルギー発電事業者の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域が競合した場合は、当該再生可能エネルギー発電事業者は誠意をもって協議し、解決した上で、本協議会へ参加することとする。

### **(5) 区域外の関係者との連携**

つがる市、設備整備事業者(再生可能エネルギー発電事業者)、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有化を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に今後も取り組んでいくこととする。

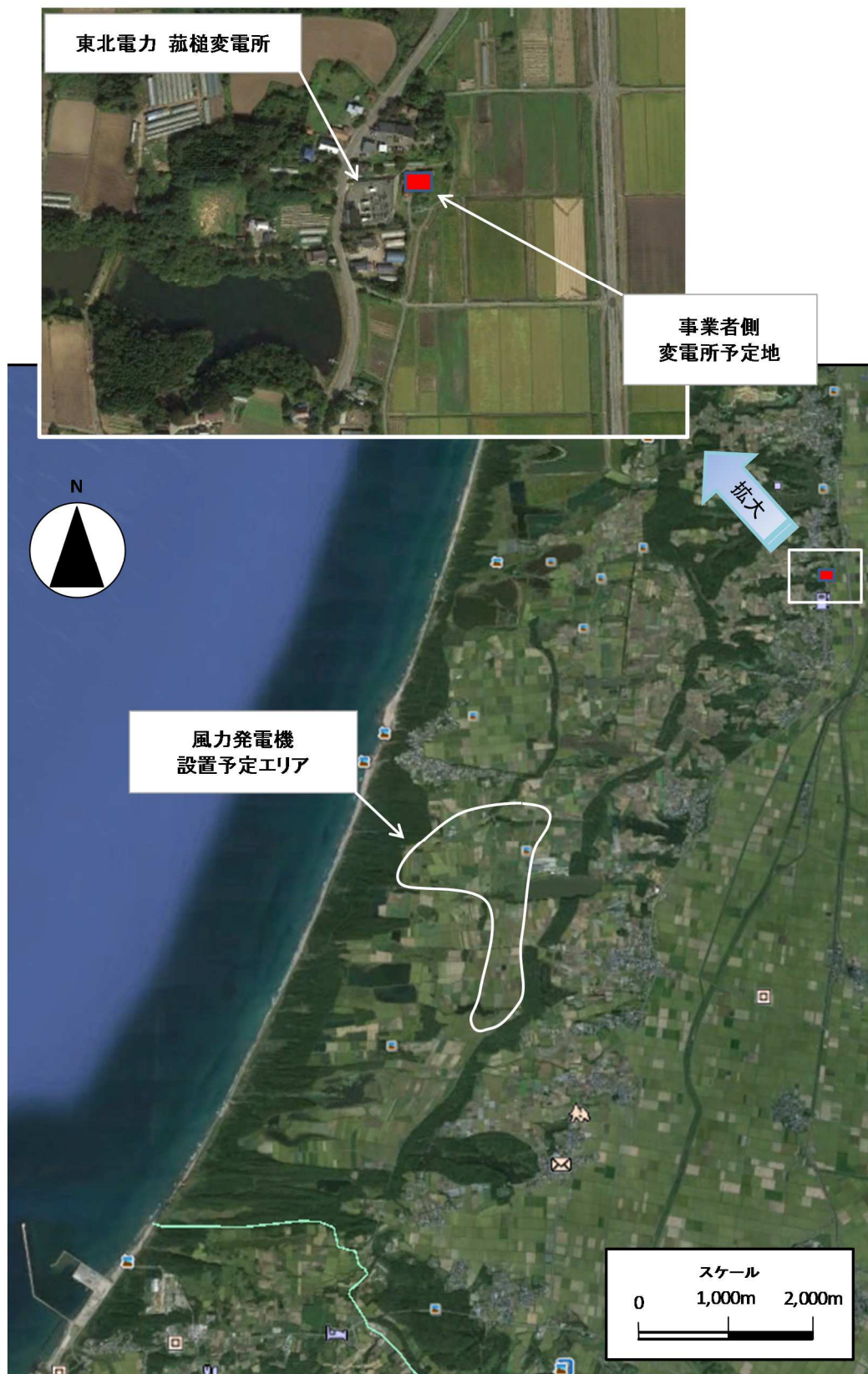




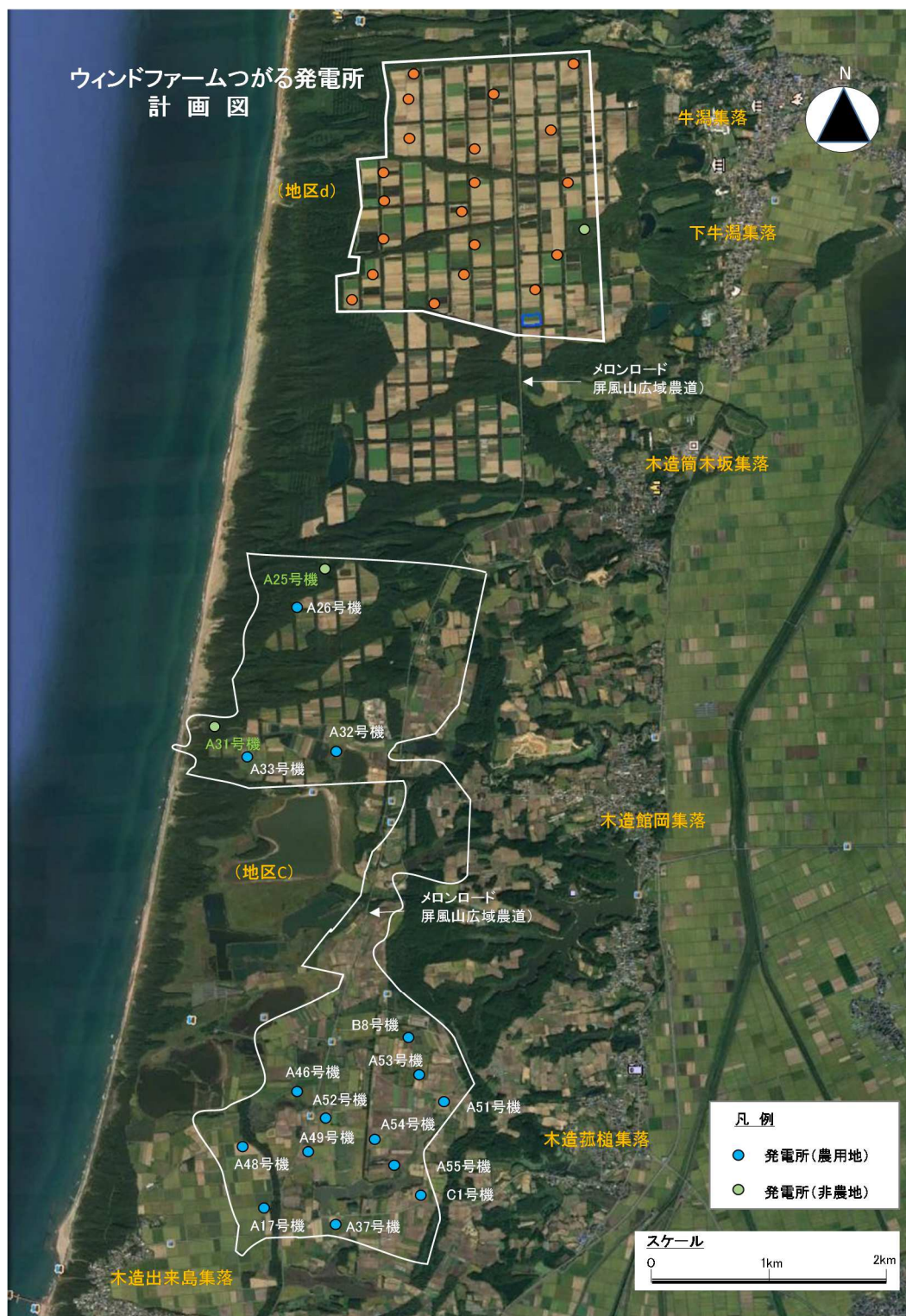
地区 a



地区 b



地区c



地区 d

